○財務省・経済産業省告示第三号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを次のように定め、平成二十五年五月十六日から適用する。

なお、株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定める件（平成二十五年四月財務省・経済産業省告示第二号）は、同日をもって廃止する。

平成二十五年五月十六日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。

一	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う者	我が国の産業活動の活力を維持し、持続的な経済成長及び雇用の創出に資するため、新しい技術の活用、特色ある財・サービスの提供等により市場を創出・開拓し、高い成長性が見込まれる中小企業者を支援すること
二	女性、若年者又は高齢者であり、かつ、新規開業を行う者	女性、若年者及び高齢者の視点をいかした事業を促進すること
三	廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であり、かつ、新規開業を行う者	いったん事業に失敗した起業家の経営者としての資質や事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で困難な状況に直面している者の再挑戦を支援すること
四	1　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）の規定に基づき経営革新計画の承認を受けた者 2　中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新事業活動を行う者であって、経営の向上が認められる者として一定以上の付加価値額の伸びが見込まれる者 3　中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画を含む。）の認定を受けたプロジェクトに係る契約関係による責任主体が確立された連携体を構成する者 4　中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）に基づく地域産業資源活用事業計画の認定を受けた者 5　上記1～4に該当しない者であって、新たに経営多角化又は事業転換を図る者	中小企業者の新たな事業活動を促進するため、中小企業の経営革新、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓等を支援すること

五	経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、中小企業新事業活動促進法に定める認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けている者	認定経営革新等支援機関による指導及び助言を通じ、経営革新又は異分野の中小企業と連携して新事業分野の開拓等を行う中小企業の経営力や資金調達力の強化を支援すること
六	1　卸売業、小売業、飲食サービス業及びサービス業のいずれかの事業を営む者又はこれらの者を構成員とする事業協同組合等 2　中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）に基づく商店街整備等支援計画の認定を受けた者及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）に基づく特定民間中心市街地活性化事業計画の認定を受けた者 3　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律（平成十八年法律第三十三号）に基づき、経済産業大臣から特定研究開発等計画の認定を受けた者 4　中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律に規定するものづくり基盤技術の開発及び当該技術の新製品・新技術の開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに中小企業者のものづくり基盤技術の高度化を促進すること
七	情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う者	中小企業における情報技術の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図ること
八	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う者	経済の構造的変化に適応するために中小企業が行う海外の地域における事業の開始等を支援すること
九	1　過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号。以下「過疎法」という。）に定める過疎地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 2　半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）に定める半島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 3　離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）に定める離島振興対策実施地域において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 4　奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）に定める奄美群島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 5　小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）に定める小笠原諸島において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者 6　山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に定める振興山村において雇用創出効果が見込まれる設備を取得する者	地域における中小企業者の企業立地等の促進、立地条件の改善、共同化及び地方公共団体との連携等により、当該地域経済の活性化を図ること並びに地域における産業振興を通じ、当該地域の雇用の促進等を図ること